

令和7・8年度測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請の受付

1 入札参加資格の審査

竹原市が令和7・8年度に発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、電子入札システム等を使用して申請の上、竹原市に対しては、竹原市独自提出書類（「3 提出先及び提出期間」参照）を所定の期日までに提出してください。

2 申請の方法

電子入札等システムを使用して申請してください。

電子申請を行うためには、電子入札用のICカードを準備する必要がありますが、**ICカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。**利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。

申請の詳細については、「広島県申請手続の概要」等を確認のうえ、適切に申請を行ってください。

広島県ホームページへリンク

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

3 提出先及び提出期間

(1) 電子申請

申請期間	令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金） （9時00分～17時00分）（土・日・祝祭日を除く） ※ この間に申請に必要な情報を入力し、送信を完了させる必要があります。
提出書類の提出期限	令和6年11月29日（金）必着

《提出書類の郵送・持参先》

共通書類	広島県 土木建築局 建設産業課 入札制度グループ （〒730-8511 広島市中区基町10番52号）
竹原市独自提出書類	竹原市 総務部 財政課 契約管財係 （〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号）

※ 提出書類が提出期限までに届かないときは、申請全体を無効とします。

※ 電子申請の提出書類については、竹原市独自提出書類を除き、広島県が一括して受け付けを行いますので、共通書類は直接広島県に提出してください。共通書類については「広島県申請手続の概要」等を参照し、確認を行ってください。

4 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を申請することはできません。

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ	「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
ウ	「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
エ	「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
オ	直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
カ	資格審査の申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
キ	資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。
ク	次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く） (ア)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (イ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (ウ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※ 建設業者等指名除外要綱により、竹原市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は広島県建設産業課にお問い合わせください。）

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることは出来ません。

6 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただしこの資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。また、有効期間の始期については、令和7年6月1日を予定しています。

7 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、竹原市のホームページに公表します。

8 竹原市独自提出書類一覧表

竹原市への提出書類は次のとおりです。

番号	提出書類等	様式番号	申請者の区分	
			市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票 (電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)		○	○
2	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し 【注2】【注8】		○	○
3	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」 【注3】【注8】		○	○
4	法人…登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し 【注2】【注4】【注8】		○	○
5	健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入状況を確認できる書類の写し(社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く) 【注5】【注8】		△	△
6	申出書 【注6】【注8】	様式第1号	△	△
7	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し 【注2】【注8】		○	○

8	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し 【注8】		△	△
9	納税に関する同意書（個人は代表者の同意書、法人は法人の同意書） 【注7】	様式第2号	○	△
10	印鑑証明書（写し可） 【注2】		○	○
11	使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ）	様式第3号	△	△

（○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

注2 「2」、「4」、「7」及び「10」の提出書類については、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注3 「3」の提出書類について、「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。

資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。

注4 「4」の提出書類について、「8」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。

注5 「5」の提出書類について、

- ・健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

- ・雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量・建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

注6 「6」の提出書類について、社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。

注7 「9」の提出書類については、市外業者のうち、竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に納税義務のない場合、提出不要です。その場合、「1」の送信完了兼受

付票のチェック欄「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、竹原市を○で囲んでください。

注8 「2」から「8」までの提出書類については、広島県を含めて入札参加資格審査の申請をした場合は、竹原市への提出は不要とします。(広島県へ入札参加資格審査の申請をしない場合のみ提出が必要です。)

9 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 竹原市独自提出書類における提出書類の綴じ方については、特に指定しません。(ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。)